生衛法の成り立ち

※生衛法…生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
（昭和32年当時の名称は「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」）

生衛組合の意義と活動

※組合加入メリットのリーフレットもご覧ください

生衛法はこのような法律です

生衛法第１条（目的）

この法律は、公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化、振興等を通じてその**衛生水準の維持向上**を図り、あわせて**利用者又は消費者の利益の擁護**に資するため、**営業者の組織の自主的活動を促進**するとともに、当該営業における過度の競争がある等の場合における料金等の規制、**当該営業の振興の計画的推進**、当該営業に関する経営の健全化の指導、苦情処理等の業務を適正に処理する体制の整備、営業方法又は取引条件に係る表示の適正化等に関する制度の整備等の方策を講じ、もつて**公衆衛生の向上及び増進に資し、並びに国民生活の安定に寄与**することを目的とする。

生活衛生営業指導センターの実施事業

生活衛生営業指導センターは、「生衛法」（昭和54年第8次改正）に基づき、全国及び都道府県に、それぞれ1つだけ設立される公益財団法人です。
指導センターは、衛生水準の維持向上及び利用者・消費者を擁護する見地から生衛業の健全な発達を図ることを目的として、生衛業と生衛組合に対する支援活動を実施しています。

融資の相談

長期返済で低利の「日本政策金融公庫の生衛貸付」の申込手続きなどのご相談に応じています。

経営の相談

資金繰りや衛生などお店の経営全般についてのご相談に応じています。

専門的な相談

消費者とのトラブル、税務申告、年金問題などについて連携先の弁護士、税理士、社会保険労務士が応じています。

研修会・講習会の実施

生衛業の基本的な問題やタイムリーな話題について定期的に開催しています。

行政や業界の最新情報の発信

生衛業に関連するニュースやイベント情報、タイムリーな調査研究結果などを発信しています。

苦情相談

消費生活センター等と連携をとりながら、消費者からの苦情相談に応じています。

標準営業約款（Sマーク）の策定・普及・推進

提供するサービスや商品が厚生労働省の認可基準を満たしているお店を「標準営業約款登録店」とするSマーク制度の普及・推進を図っています。

その他、災害協定など

福祉施設への奉仕など地域への支援活動、災害発生時の地域・社会貢献のため、県との協定締結などを行っています。

お問い合せ先は
各都道府県指導センターへ
（裏面電話番号をご覧ください）
ホームページもご覧ください

〇〇県指導センター　検索

指導センターは、生衛組合への加入をおすすめしております。

生衛業、生衛組合は、地域の安全・安心に貢献しています

生衛法に基いて設立された生衛組合は、組合員・生衛業界のためだけではなく、利用者・消費者、地域社会、地域経済、行政にとって、重要な組織となっています。

組合員にとって
- 団体保険制度で経費節約
- 特別金利の融資制度特典
- その他様々な経費節減特典
- 最新情報入手
- 無料相談の利用
- 各種イベント参加

生衛業界にとって
- 業界代表機能
- 交際費課税の損金算入制度
- 消費税の軽減税率制度
- 受動喫煙防止対策の適用基準緩和等対策
- 民泊の条例規制上乗せ等

行政にとって
- 行政施策に対応した生衛サービス提供
- 営業者の自主衛生管理によるHACCPの推進
- 高齢者に対する支援サービスの実施
- 大規模災害時の支援協定締結等

生衛組合の重要性

地域住民にとって
- 健康・美容増進サービスを提供
- 高齢者対策など地域福祉の推進
- 安全・安心な生衛サービスを提供
- 賠償保険加入でお客様の安全・安心確保
- 利用者・消費者利益の擁護

地域経済にとって
- 生衛業は地域活性化の一翼
- 生衛業の雇用吸収力（雇用創出）
- 商店街形成の主要業種として貢献
- インバウンドの受け入れ体制整備

地域社会にとって
- 高齢者に対する生活支援サービスの提供
- 利用者交流、地域コミュニティの場の提供
- 地域文化、食文化の継承
- 暮らしやすい街・快適な街づくりを推進

都道府県生活衛生営業指導センターは生衛業の皆様と生衛組合を支援します

お問い合わせは都道府県生活衛生営業指導センターへ

北海道	011-615-2112	石川県	076-259-6510	岡山県	086-222-3598
青森県	017-722-7002	福井県	0776-25-2064	広島県	082-532-1200
岩手県	019-624-6642	山梨県	055-232-1071	山口県	083-928-7512
宮城県	022-343-8763	長野県	026-235-3612	徳島県	088-623-7400
秋田県	018-874-9099	岐阜県	058-216-3670	香川県	087-862-3334
山形県	023-623-4323	静岡県	054-272-7396	愛媛県	089-924-3305
福島県	024-525-4085	愛知県	052-953-7443	高知県	088-855-5100
茨城県	029-225-6603	三重県	059-225-4181	福岡県	092-651-5115
栃木県	028-625-2660	滋賀県	077-524-2311	佐賀県	0952-25-1432
群馬県	027-224-1809	京都府	075-722-2051	長崎県	095-824-6329
埼玉県	048-863-1873	大阪府	06-6943-5603	熊本県	096-362-3061
千葉県	043-307-8272	兵庫県	078-361-8097	大分県	097-537-4858
東京都	03-3445-8751	奈良県	0742-33-3140	宮崎県	0985-25-1466
神奈川県	045-212-1102	和歌山県	073-431-0657	鹿児島県	099-222-8332
新潟県	025-378-2540	鳥取県	0857-29-8590	沖縄県	098-891-8960
富山県	076-442-0285	島根県	0852-26-0651		

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
住所 〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館2階
TEL 03-5777-0341 FAX 03-5777-0342
URL http://www.seiei.or.jp

11月は生活衛生同業組合活動推進月間です

支えられて60年、次の10年へ！ 私たちと生衛法

生衛法は、私たち生衛業の営業を支援し、公衆衛生の向上を図る法律です。昭和32年に制定・施行され、平成29年に60周年を迎えました。そして「令和」。私たちは、生衛法とともに新しい時代においても利用者・消費者を擁護し、生衛業の振興を図ります。

令和元年
次の10年へ
生衛法とともに歩みます

平成29年
生衛法制定・施行60周年
生衛業を守って60年

平成12年
第16次法改正
法律名称を環衛法から「生衛法」に変更

昭和54年
第8次法改正
生衛法の目的を生衛業の振興と消費者保護に改正
都道府県・全国指導センターの設立

昭和32年
生衛法6月制定・9月施行
生衛組合が設立される
※当時の法律名は「環衛法」

昭和30年
生衛業の経営安定のための法律制定を国会に請願

昭和20年代後半
低料金店の出現などで生衛業界は過当競争で社会問題化

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター
公益財団法人 都道府県生活衛生営業指導センター

生活衛生営業指導センターは、衛生水準の維持向上及び経営の健全化の観点から、生衛業の皆様を支援する組織です。